

第62期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

京セラ株式会社

第62期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (http://www.kyocera.co.jp/ir/s_info.html) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 222社

主要な連結子会社の名称 京セラドキュメントソリューションズ(株)、
AVX CORPORATION、KYOCERA INTERNATIONAL, INC.

非連結子会社の名称 (株)京都パープルサンガ

連結の範囲から除いた理由 資産合計、純売上高、当社株主に帰属する当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものであるため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び持分法適用関連会社の数 12社

主要な会社の名称 鹿児島メガソーラー発電(株)

(3) 連結の範囲の変更

新規 18社

除外 10社

(4) 持分法の適用範囲の変更

新規 2社

除外 1社

(5) 会計方針に関する事項

① 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の会計処理は、米国財務会計基準審議会の会計基準編纂書(以下、「会計基準編纂書」)330「たな卸資産」に準拠し、低価法により評価しています。また、原材料に係る長期購入契約において今後購入することが定められている契約残高についても、同様に低価法により評価しています。製品及び仕掛品は、主として、総平均法により評価し、原材料及び貯蔵品は、主として先入先出法により評価しています。過剰、滞留あるいは陳腐化の事象が認められるたな卸資産についてはその価値を見積り、評価減を行っています。

③ 有価証券の評価基準及び評価方法

負債証券及び持分証券の会計処理は、会計基準編纂書320「負債証券及び持分証券」に準拠しています。売却可能有価証券に分類された有価証券は公正価値により評価し、未実現評価損益は損益に含めず税効果控除後の金額で累積その他の包括利益として表示しています。満期保有有価証券に分類された有価証券は、償却原価により評価しています。市場性のない持分証券については会計基準編纂書325「投資―その他」に準拠し、原価法により評価しています。

④ 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産の会計処理は、会計基準編纂書360「有形固定資産」に準拠しています。減価償却は、見積耐用年数に基づき、主として定率法で行っています。

⑤ 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及びその他の無形固定資産の会計処理は、会計基準編纂書350「無形固定資産―営業権及びその他」に準拠しています。営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損の判定を行っています。また、耐用年数を確定できる無形固定資産については、その見積耐用年数にわたり残存価額まで継続して定額法で償却し、会計基準編纂書360「有形固定資産」に準拠し、減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損の判定を行います。

⑥ 引当金の計上基準

(貸倒引当金)

当社は営業債権及び金融債権について、顧客が利息支払いを含め、期日までに返済する能力があるか否かを考慮し、回収不能額を見積った上で貸倒引当金を計上しています。見積りには期日経過債権の回収期間、経験値並びに現在の経営環境を含む様々な要因を考慮しています。なお、特定の顧客について債務の返済が困難であることが明らかになった場合には、債権の担保資産の価値を考慮の上、個別に引当を行います。

(返品損失引当金)

過去の実績に基づいて返品による損失額を見積り、引当金を計上しています。

⑦ 未払退職給付及び年金費用

会計基準編纂書715「報酬―退職給付」に準拠し、確定給付型年金制度の積立超過または積立不足の状況を連結貸借対照表の資産もしくは負債として認識し、また連結会計年度中の積立状況の変化は当該年度の包括利益の増減として認識します。過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却し、数理計算上の純損益については、回廊(退職給付債務の公正価値と年金資産の市場連動価額のいずれか大きい方の10%)を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しています。

(6) 新規に適用された会計基準

当社は、平成27年4月1日より会計基準編纂書更新2014-08号「非継続事業の報告及び企業の構成要素の処分に関する開示」を適用しています。本基準は、会計基準編纂書205-20「財務諸表の表示―非継続事業」における非継続事業の報告要件を変更するものです。企業の構成要素または構成要素のグループの処分が企業の事業活動、及び、業績へ重要な影響を与える戦略の転換を意味する場合において、当該処分は非継続事業として報告されることが要求されます。また、本基準は企業に対し、非継続事業の表示要件を満たさなかった個々の重要な構成要素の処分に関して、財務諸表において開示を行うことを要求しています。本基準の適用に伴う当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

平成27年7月、米国財務会計基準審議会は、会計基準編纂書更新2015-11号「たな卸資産の評価の簡素化」を発行しました。本基準は企業に対し、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で、たな卸資産を評価することを要求しています。正味実現可能価額とは正常な営業活動における見積り販売価格から、完成と処分までに発生する合理的に予想される費用を控除したものを意味します。当社は、当期より本基準を早期適用しています。本基準の適用に伴う当社の経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

平成27年12月、米国財務会計基準審議会は、会計基準編纂書更新2015-17号「繰延税金の貸借対照表における分類」を発行しました。本基準は、繰延税金に関する表示の簡素化を行うため、連結貸借対照表において繰延税金資産及び負債を非流動区分に分類することを要求しています。当社は、当期より本基準を早期適用しています。本基準の適用にあたり、当社は過年度における連結貸借対照表を遡及的に修正していません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他流動資産	130百万円
その他長期投資	34百万円
その他資産	2,065百万円

(2) 累積その他の包括利益

未実現有価証券評価損益	517,190百万円
未実現デリバティブ評価損益	△ 488百万円
年金調整額	△ 42,648百万円
為替換算調整勘定	△ 4,251百万円

(3) 担保に供している資産

有形固定資産	2,922百万円
負債証券及び持分証券	118百万円
その他長期投資	1,781百万円

(注1) 上記、「有形固定資産」及び「負債証券及び持分証券」は「短期債務」、「一年以内返済予定長期債務」並びに「長期債務」4,829百万円の担保に供しています。

(注2) 上記、「その他長期投資」は持分法適用関連会社の事業資金の借入19,490百万円に対し、担保に供しています。

3. 連結純資産変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	増加株式数	減少株式数	当期末の株式数
普通株式	377,619千株	—	—	377,619千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 剰余金配当支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	22,012百万円	60円	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	18,343百万円	50円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,343百万円	50円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について、投機的取引を一切行わず、安全性を第一に資金の高い流動性を保つこととしています。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、為替相場、金利、株価などの変動による市場リスクについて、当社ではデリバティブを用いて、これらのリスクをヘッジしています。トレーディング目的でデリバティブは保有していません。利用しているデリバティブは先物為替予約、金利スワップ等です。当社では、主に金融商品の市場価値を基本に、前述のリスク及びその他の潜在的なリスクを回避するためにリスク管理方針及び手続きを設定して、市場リスクを定期的に評価しています。

当社は市場性のある持分証券、負債証券並びに市場性のない持分証券を保有しております。これらの投資のうち主なものはKDDI株式であり、平成28年3月31日現在における当該株式の公正価値は1,007,299百万円です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日現在の金融商品の公正価値及びその見積り方法は次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額	公正価値	(百万円) 差額
資産 (a)			
一年以内償還予定負債証券及び持分証券	101,566	101,644	78
負債証券及び持分証券	1,131,403	1,130,951	△452
その他長期投資 (関連会社・非連結子会社に対する投資を除く)	14,125	14,125	—
資産 計	1,247,094	1,246,720	△374
負債 (b)			
長期債務(一年以内返済予定長期債務を含む)	27,631	27,631	—
負債 計	27,631	27,631	—
デリバティブ (c) (注)			
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ	29	29	—
ヘッジ手段に指定されていない デリバティブ	4,626	4,626	—
デリバティブ 計	4,655	4,655	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

- (a) 活発な市場のある投資については、公正価値を市場価格に基づいて算出しています。市場性のない持分証券については、市場価格が存在せず、かつ公正価値の見積りに関して合理的な費用の範囲で行うことが困難であることから、減損の兆候を示す事象や状況の変化がみられなかった投資に関しては公正価値の見積りを行っていません。平成28年3月31日現在における当該株式の連結貸借対照表計上額は13,514百万円です。
- (b) 公正価値は、類似した期間及び期日の商品の期末における利率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しています。
- (c) 公正価値は、金融機関より入手した期末における相場に基づいて算出しています。

なお、「現金及び現金等価物」、「その他短期投資」、「受取手形」、「売掛金」、「短期債務」、「支払手形及び買掛金」並びに「設備支払手形及び未払金」については、短期間で決済されるため、連結貸借対照表計上額と公正価値は近似しています。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり株主資本		6,226円58銭
(2) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	基本的	297円24銭
	希薄化後	297円24銭

6. 重要な後発事象に関する注記

当社と日本インター株式会社(以下、日本インター)は、平成28年5月16日に開催したそれぞれの取締役会において、当社を吸収合併存続会社、日本インターを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、両社の間で合併契約を締結しました。

当社については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第796条第2項の規定に基づく簡易合併の手続きにより株主総会による承認を受けずに、また日本インターについては、平成28年6月16日開催予定の定時株主総会において本合併の承認を受けた上で、両社は、平成28年8月1日を効力発生日として本合併を行う予定です。

本合併の効力発生日(平成28年8月1日予定)に先立ち、日本インターの普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、最終売買日を平成28年7月26日として、平成28年7月27日付で上場廃止となる予定です。

7. その他の注記

(1) 有形固定資産の売却益

当社は、当期において有形固定資産の売却益(同売却損控除後)を12,039百万円計上し、連結損益計算書上の販売費及び一般管理費より控除しています。当該売却益は、事業セグメント上は主に「その他の事業」に含まれています。

(2) 有形固定資産、償却性無形固定資産並びに営業権に係る減損処理

当社は、電子デバイス関連事業に含まれる液晶ディスプレイ事業の収益性が悪化したことに伴い、同事業の有形固定資産、償却性無形固定資産並びに営業権に係る減損損失を合計で17,957百万円計上しました。

(百万円)

	連結損益計算書上の表示場所	金額
有形固定資産	販売費及び一般管理費	1,148
償却性無形固定資産	販売費及び一般管理費	2,666
営業権	営業権の減損	14,143
合計		17,957

上記の営業権の減損判定に使用した事業の公正価値は、インカム・アプローチである Discounted Cash Flow方式を使用し、算出しています。また、有形固定資産及び償却性無形固定資産の帳簿価額が回収不能と考えられ、帳簿価額が公正価値を超過している場合に、当該超過額を減損損失として認識しています。なお、公正価値の算出には、当該有形固定資産及び償却性無形固定資産から直接得られる将来見積みキャッシュ・フローを使用して、算出しています。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実行税率について、一年以内に解消が見込まれる一時差異については、従来の33%から31%に、一年超で解消が見込まれる一時差異については、従来の32%から30%に変更しています。

この税率変更により、繰延税金資産及び繰延税金負債の再計算を行った結果、17,638百万円の法人税等の戻入を行いました。

(4) 長期購入契約に係る訴訟等

当社は、平成17年から平成20年にかけて、Hemlock Semiconductor Corporation 及びその子会社のHemlock Semiconductor, LLC. (以下、Hemlock)と、当社のソーラーエネルギー事業において使用するポリシリコン原材料の供給に関する4件の長期購入契約(以下、当該契約)を締結しました。当該契約は主に米国ミシガン州法に準拠しています。平成28年3月31日時点で、契約に基づき平成32年12月末までに購入が定められている残高は175,677百万円であり、そのうち47,694百万円は前払いされています。

当該契約締結後に、中国政府が中国のポリシリコン及び太陽電池メーカーに対し補助政策を実施したため、中国企業はポリシリコン原材料及び太陽電池を他の市場参入者に比べ著しく安価に提供しました。これにより、他のポリシリコンメーカーも値下げするに至り、ポリシリコン原材料価格は著しく下落し、世界市場が歪められる結果となりました。なお、米国政府は中国から輸入する太陽電池に対し反ダンピング税を課しています。その結果、ポリシリコン原材料の市場価格と、当該契約における固定契約価格に大きな乖離が生じました。この状態は長引くこととなり、当社のソーラーエネルギー事業の収益性に悪影響を及ぼしました。この予測不可能であった状況を受け、当社はHemlockと価格、数量等の契約条項を改訂すべく交渉を行いました。

しかしながら、Hemlockは、当社の契約履行拒否が予期されるとして、当社に対する損害賠償請求訴訟を、平成27年4月1日に米国ミシガン州東部地区の連邦地方裁判所において提起しました。一方、当社は、当該契約はHemlockによる、日本の独占禁止法が禁止する優越的地位の濫用に該当するため違法であり、履行を強制できないものとして、平成27年4月3日に東京地方裁判所においてHemlockを提訴しました。

これらの米国ミシガン州及び日本における裁判は現在も進行中です。そのため、当社は当該契約において平成27年12月31日に終了した1年間に購入することが定められているポリシリコン原材料の総額(以下、平成27年分総額)26,934百万円を発注しませんでした。当該契約には、直ちに商品が納入されなくとも当社に支払を求められるテイク・オア・ペイ条項が含まれることから、Hemlockは平成27年分総額と充当される前払金との差額に関する請求書を発行しました。更にHemlockは、当社がこの請求書の支払期日とされた平成28年2月15日までに発注を行わなかったことから、債務不履行通知を発行しました。当社は、当該契約は日本の独占禁止法等を鑑み、違法であり履行を強制できないものであると考えていますが、仮に履行の強制が可能であった場合においても、当社には、債務不履行通知から一定期間内に、平成27年分総額のポリシリコン原材料を購入することにより、その不履行を不問とする権利があると考えています。その期限は平成28年8月14日です。これらの条件を考慮した結果、当社は当該契約に定められた購入権と購入義務を認識し、平成28年3月31日時点において平成27年分総額の26,934百万円を、連結貸借対照表上の「その他流動資産」として計上するとともに、充当される前払金との差額である20,639百万円を「設備支払手形及び未払金」に計上しました。なお、当社は一定期間内に平成27年分総額を購入することにより不履行を不問とする権利を有していると考えていますが、裁判の進展により、当該契約に基づく購入権は不確実なものとなり、その他流動資産の評価の切り下げとなる場合があります。

当社は、ソーラーエネルギー事業の製品の将来販売価格を考慮の上、平成27年分総額を低価法に基づき評価した結果、平成28年3月31日時点において損失は発生していないと判断しました。また、納入されることを前提として、平成32年までの購入義務を評価した結果、平成28年3月31日時点において損失は発生していないと判断しました。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法	
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
商品及び製品・仕掛品	製品・仕掛品は売価還元法
原材料及び貯蔵品	商品は最終仕入原価法 最終仕入原価法
	ただし、通信機器等の原材料については、先入先出法
(2) 固定資産の減価償却の方法	
有形固定資産(リース資産除く)	定率法
	なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物・構築物	2～33年
機械及び装置・工具、器具及び備品	2～10年
無形固定資産(リース資産除く)	定額法
	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)によっています。
リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法
(3) 引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、前期の支給実績を基準にして算出した支給見込額を計上しています。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、販売済の通信機器及びファインセラミック応用品について、過去の支出実績等を基準にして算出した見積額を計上しています。
返品損失引当金	将来の返品により生じる製品廃棄の損失に備えるため、納入製品の期末未検収額に対して経験率に基づき返品損失額を計上しています。
退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生翌期から費用処理しています。</p> <p>なお、当期末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。</p>

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
-----------	-------------------------------

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	2,125百万円
--------	----------

② 担保に係る債務

鹿児島メガソーラー発電株式会社の金融機関借入金	19,490百万円
-------------------------	-----------

(注) 当該借入金については、鹿児島メガソーラー発電株式会社の全出資者が同社株式を担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	463,063百万円
--------------------	------------

(3) 保証債務等

経営指導念書

念書依頼先	対象金額	念書の内容
京セラ興産株式会社	307百万円	金融機関からの借入金の返済指導
株式会社京都パープルサンガ	400百万円	金融機関からの借入金の返済指導
合計	707百万円	

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	110,169百万円	長期金銭債権	36,759百万円
短期金銭債務	73,339百万円	長期金銭債務	25百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売 上 高	301,145百万円
仕 入 高	70,469百万円
販売費及び一般管理費	4,196百万円

営業取引以外の取引による取引高 37,166百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,762千株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	4,365百万円
たな卸資産評価損否認等	4,028百万円
未払金・未払費用否認	3,249百万円
仮払金・前払金否認	2,344百万円
製品保証引当金	251百万円
その他	2,404百万円
繰延税金資産計	16,641百万円

② 固定資産

繰延税金資産

減価償却限度超過額	15,766百万円
関係会社株式等評価損	12,169百万円
関係会社株式等簿価修正	4,696百万円
製品保証引当金	410百万円
その他	2,162百万円
繰延税金資産小計	35,203百万円
評価性引当金	△16,883百万円
繰延税金資産計	18,320百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△146百万円
繰延税金負債計	△146百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△302,496百万円
前払年金費用	△2,670百万円
特別償却準備金	△459百万円
その他	△41百万円
繰延税金負債計	△305,666百万円

繰延税金資産の純額 16,495百万円

繰延税金負債の純額 △287,346百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率について、一年以内に解消が見込まれる一時差異については、従来の33%から31%に、一年超で解消が見込まれる一時差異については、従来の32%から30%に変更しています。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が18,783百万円減少し、法人税等調整額が1,383百万円増加、その他有価証券評価差額金が20,166百万円増加しています。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している製造装置、電子計算機等があります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京セラディスプレイ株式会社	100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	25,218百万円	関係会社 長期貸付金	25,218百万円

(注)資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に決定しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,154円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 201円82銭

9. 重要な後発事象

京セラサーキットソリューションズ株式会社及び京セラケミカル株式会社の吸収合併について

当社は、平成28年4月1日に、当社100%連結子会社である、京セラサーキットソリューションズ株式会社及び京セラケミカル株式会社の吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容

京セラサーキットソリューションズ株式会社

半導体デバイス用有機パッケージ及び多層プリント配線板の開発・製造・販売

京セラケミカル株式会社

半導体関連材料及び化成材料等の開発・製造・販売

② 企業結合日

平成28年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、京セラサーキットソリューションズ株式会社及び京セラケミカル株式会社は解散します。

④ 結合後企業の名称

京セラ株式会社

⑤ 取引の目的

両社の事業を当社へ統合し業務効率の向上を図るとともに、当社の事業との一層のシナジー追求により、重点市場における新製品開発及び新市場開拓を強化し、更なる事業拡大を目指すことを目的とし、事業再編を行うものです。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

株式会社京セラソーラーコーポレーションにおける太陽光発電機器販売事業の吸収分割について

当社は、平成28年4月1日に、当社100%連結子会社で、日本市場における太陽光発電機器の販売及び太陽光発電システムの施工工事請負事業を行っている株式会社京セラソーラーコーポレーションの太陽光発電機器の販売事業の会社分割及び当社による承継を行いました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容
太陽光発電機器の販売

② 企業結合日
平成28年4月1日

③ 企業結合の法的形式
当社を承継会社とし、既存の当社の100%子会社である京セラソーラーコーポレーションを分割会社とする分割型吸収分割とします。なお、京セラソーラーコーポレーションは当社の100%子会社であり、本分割は分割型吸収分割であるため、当社の株式の割り当ては一切行いません。

④ 結合後企業の名称
京セラ株式会社

⑤ 取引の目的
太陽光発電機器の販売事業(会社分割の対象)を当社へ統合し業務効率の向上を図るとともに、当社の事業との一層のシナジー追求により、重点市場における新市場開拓を強化し、更なる事業拡大を目指すことを目的とし、事業再編を行うものです。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

日本インター株式会社の吸収合併について

当社と日本インター株式会社は、平成28年5月16日に開催したそれぞれの取締役会において、当社を吸収合併存続会社、日本インター株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、両社の間で合併契約を締結しました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容

パワー半導体の開発・製造・販売、他社電子部品の仕入販売等

② 合併の要旨

本合併契約締結の取締役会決議日(両社)	平成28年 5 月16日
本合併契約締結日(両社)	平成28年 5 月16日
定時株主総会基準日(日本インター株式会社)	平成28年 3 月31日
定時株主総会決議日(日本インター株式会社)	平成28年 6 月16日(予定)
最終売買日(日本インター株式会社)	平成28年 7 月26日(予定)
上場廃止日(日本インター株式会社)	平成28年 7 月27日(予定)
本合併の効力発生日	平成28年 8 月 1日(予定)

(注1)本合併は、会社法796条第2項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を要しない場合(簡易合併)に該当します。

(注2)上記日程は、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由に応じ、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日本インター株式会社は解散します。

④ 結合後企業の名称

京セラ株式会社

⑤ 取引の目的

日本インター株式会社は、ディスクリート事業、モジュール事業、商品事業の3つを主要事業として、パワー半導体の製造販売を柱に事業を展開しております。当社は、当社の手掛ける部品ビジネスから完成品ビジネスに至る様々な事業領域における知見と日本インター株式会社のパワー半導体の知見を共有することにより両社の企業価値を向上できると判断し、平成27年9月、日本インター株式会社を連結子会社としました。

それ以来、両社はシナジーの追求等、業績拡大に向けて取り組んでまいりましたが、日本インター株式会社は重要市場である中国経済成長の減速、国内アミューズメント業界における規制強化、国内自動車市況の鈍化等の事業環境悪化の影響を大きく受け、平成27年11月6日に平成28年3月期通期連結業績予想を下方修正し、当期純利益が赤字見通しであることを発表するに至りました。

当社の連結子会社となった以降の日本インター株式会社を取り巻く事業環境の急激な悪化を受け、当社は、日本インター株式会社の今後の事業拡大には同社の経営基盤の強化が必要であり、人材、技術、資金を始めとした当社全体の経営資源の活用といった抜本的な対策が不可欠であると判断いたしました。

そのため当社は、連結子会社化時には当面の間は日本インター株式会社の上場を維持する方針でしたが、当社の人材、技術、資金の機動的かつ迅速な投入には、現在の連結子会社体制による経営でなく、本合併による当社本体への統合が最善であるとの考えに至り、平成27年12月に日本インター株式会社に対して本合併を申し入れました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等として処理を行います。